平成28年熊本地震に係る金融機関等の対応

平成28年熊本震災を受けて、金融機関等では以下のような対応をとっております。

	対応	内容	
1	預金の払戻し時の柔軟な取扱い等	各金融機関が、通帳等紛失時の預金払戻しに係る本人確認の便宜扱いや定 期預金等の期限前払戻し等に応じるための態勢を整備。	4月15日
2	生命保険の保険料の払込みや保険金の支 払いの柔軟化等	生命保険各社が、地震による免責条項の不適用、保険料の払込猶予(最長 6ヶ月)、必要書類の一部省略による保険金等の簡易迅速な支払いなどを 決定。	4月15日
3	損害保険の保険料の払込みや保険金の支 払いの柔軟化等	損害保険各社が、保険料の払込みの猶予(最長6ヶ月)、継続契約の締結 手続の猶予(最長6ヶ月)を決定。	4月15日
		損害保険各社が、地震保険に係る調査員の現地派遣等により、保険金等の 迅速な支払いなどに向けた体制を強化。	4月15日
		国交省が、車検手続の猶予(最長1ヶ月)を決定したことに合わせて、自 賠責保険の継続契約の締結手続を猶予(最長1ヶ月)。熊本県の一部地域 については、猶予期間を最長3ヶ月とすることを決定(6月10日)。 また、自賠責保険に係る保険料の払込も猶予(6ヶ月)。	4月18日
4	有価証券の売却・解約代金に係る柔軟な 取扱い	証券各社が、有価証券の売却・解約代金について受渡日以前の払出しにも 柔軟に対応。	4月15日
5	金融機関による休日対応	各金融機関では、休日にも相談窓口を設置するなどし、被災者の相談等に対応 (3金融機関9か所で開設。また、金融庁ウェブサイトにおいても相談窓口の設置 状況等を公表。)	4月16日 から

	対応	内容	
6	義援金口座への振込みに係る手数料の無 料化	全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協が、特定の義援金口座へ の振込みに係るそれぞれの団体の会員各金融機関の間での手数料の無料化 を決定。	4月18日
7	手形の不渡処分の猶予	 全銀協が各県銀行協会に対し、手形の不渡処分の猶予措置について通知。 	4月18日
8	被災上場企業の決算発表の延期容認等	東京証券取引所は上場会社に対し決算発表を45日以内に行うことを要請しているが、被災上場企業についてはこの期限にとらわれる必要がない旨等を全上場会社に通知。	4月19日
9	貸金業者に対する被災者への適時、適切な対応の要請	日本貸金業協会が、貸金業者に対し、被災者からの相談対応等について、きめ細かい丁寧な対応を行うよう要請。	4月19日
10	被災者の信用情報について特別措置を実施	(株)日本信用情報機構及び(株)シー・アイ・シーが以下の特別措置を実施 ①被災者が自己の信用情報の開示等を求める際の手数料を無料化 ②被災地域の居住者である旨を信用情報に追記し、貸金業者等に 被災者への配慮を促す ③自然災害債務整理ガイドラインに基づき債務整理が行われた個人債務者 の信用情報については、同ガイドラインに基づいて対応すること等を会員に 周知	4月19日 •20日
		全国銀行個人信用情報センターが以下の特別措置を実施。 ①個人信用情報の取扱いについて ・今般の災害を起因とした貸出金の返済猶予等については、 当センターへの登録内容と齟齬が生じないよう十分留意すること ・自然災害債務整理ガイドラインにもとづき債務整理が行われた個人債務者 の個人信用情報については、同ガイドラインにもとづいて対応すること など ②被災者の本人開示手数料を無料化 など	4月21日

	対応	内容	
11	生命保険の契約者貸付利率の減免	一部の生命保険会社が、災害救助法の適用地域に居住する保険契約の契約者貸付(※)利率を減免。 ※ 契約者貸付:保険会社が保険契約者に対し、保険契約の解約返戻金の範囲内で貸付を実施する仕組み	4月20日 以降順次 開始
12	地震保険金支払いの迅速化に向けた対応	損害保険各社が、地震保険金の迅速な支払いに向け、被災者からの保険金請求手続き、損害査定手続きを簡素化する対応(※)を実施。 ※保険金請求書類の一部省略、半損までの自己申告による損害認定 (木造建物及び家財)	4月22日 以降順次 開始
13	銀行界としての被災者対応の徹底	全銀協が、申し合わせ事項を取り決め、公表。	4月22日
14	地震保険金の支払件数等の公表	損害保険協会が、損害保険各社の地震保険金支払件数等について、取りま とめのうえ公表。	4月25日
15	生命保険会社による入院給付金等の特別 取扱いや融資先からの相談対応	一部の生命保険会社が、被災地の事情等により直ちに入院できなかった被 災者の入院給付金について、ケガをした日から入院を開始したものとする 特別取扱いを実施。また、被災地の融資先(法人・個人)からの返済条件 変更等の相談対応を実施。	4月25日 以降順次 開始
16	損害保険各社の追加対応	損害保険会社が、解約返戻金の算出方法の取扱いに係る特別措置や、契約者 貸付における利率の減免等を実施。	4月26日
17	保険会社における罹災証明書の取扱いの周 知	損害保険協会・生命保険協会が、保険金等の請求に当たって罹災証明書は原 則として不要である旨を周知。	4月27日

	対応	内容	
18	預金取扱金融機関における罹災証明書の 取扱い	各預金取扱金融機関が、ホームページや商品概要書等において、罹災証明書 の提出について、顧客の状況に応じた柔軟な取扱いを行う旨を周知。	4月27日 以降順次 開始
19	自然災害対応債務整理ガイドラインの運 営体制の整備等	全銀協が、債務整理の申出に係る必要書類である罹災証明書について、手続 着手申出後、後日の提出でも差し支えない旨ウェブサイトで周知。	4月28日
20	REVICによる被災事業者支援	① 地域金融機関等と連携し、被災事業者の事業再建をはじめ、被災地の復旧・ 復興を支援する一環として、熊本事務所を開設。 ② 仮事務所から本事務所に移転。	①5月10日 ②6月30日
		地域金融機関等と連携し、二重ローン問題への対応を含む被災事業者の復旧・ 復興支援等を目的としたファンド(「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州 広域復興支援ファンド」)を設立。	7月29日
		① 熊本銀行に対する専門家派遣を決定。 ② 肥後銀行、熊本・熊本中央・熊本第一信金に対する専門家派遣を決定。 ③ 熊本県信組に対する専門家派遣を決定。	①6月13日 ②6月28日 ③7月29日
21	被災企業を対象とした上場廃止・上場審査に 関する柔軟な対応	東京証券取引所が、今回の震災により経営に打撃を受けた会社の上場廃止等について、特別損失の計上により債務超過となった場合の上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長する等の上場規則の改正を実施。	5月31日